

令和2年9月

会 員 各 位

沖縄税理士会  
会 長 外間 喜明

### 綱紀の厳正な保持について（注意喚起）

会員の皆様方には、常日頃から、

申告納税制度の理念にそって、納税者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現に努めなければならない。

常に深い教養の保持と高い品性の陶冶に努め、税理士の業務に関する法令と実務に精通しなければならない。

税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

との品位保持に努められていることと思います。

そのような中、今般、持続化給付金の不正受給に税理士が関与した疑いがあるとの報道があり、正確な事実関係を把握していませんが、会員の皆様方においては、再度、法令遵守と綱紀の厳正な保持について自覚していただくようお願いいたします。

以上